小田原市久野霊園管理システム仕様書

小田原市を発注者とし、賃貸人を受注者として、以下の事項を定めるものとする。

1 目的

合葬式墓地の運用開始に伴い、現在使用している区画墓地のデータに加え、合葬式墓地 のデータを管理できるようにシステムを追加し更新する。

2 システムの使用期間

令和5年(2023年)7月1日から令和10年(2028年)9月30日まで

3 現在の墓地の管理の種類及び使用料・管理料管理業務の概要

管理の種類

●使用管理

新規許可

承継許可 (区画墓地)

本籍·住所等変更許可

再交付等

●工事管理(区画墓地)

墓碑工事許可

盛土工事許可

囲い工事許可

納骨室工事許可

戒名彫許可

●納骨管理

埋蔵

改葬

分骨

●使用料·管理料管理

納付書

口座 (区画墓地)

当該年度

過年度

督促状等(区画墓地)

4 導入するシステムで行う業務

(1) 全業務共通情報:使用場所及び使用者情報を管理すること

(2) 使用者情報 :使用場所及び使用者ごとに使用者情報を管理すること

(3) 墓碑新設等情報:使用場所及び使用者ごとに墓碑新設等情報を管理すること (区画墓地)

(4) 埋蔵者・埋蔵予定者情報:使用場所及び使用者ごとに埋蔵者及び埋蔵予定者 情報を管理すること

- (5) 管理料徴収情報:使用場所及び使用者ごとに管理料の徴収状況を管理すること
- (6) 管理料口座振込情報:使用場所及び使用者ごとに口座振替情報を管理すること (区画墓地)
- (7) 管理料督促催告情報:使用場所及び使用者ごとに管理料未納及び管理料督促 (区画墓地) 催告に関する情報を管理すること

5 帳票印刷

(1) 印刷するデータの一覧

印刷するデータは次の【表1】「各帳票データ」の他に墓埋法施行規則第7条第一 号から第三号までに定められている事項(死産、死児など)を含む。

【表1】「各帳票データ」

各帳票		データ
全ての帳票	(共通事項情報)	使用場所、使用者(氏名)
墓地管理	使用者情報	使用面積、使用料、本籍、住所、
		使用者(氏名)カナ、電話番号、許可番号、許可日、
		承継、本籍変更、住所変更、
		氏名変更、許可書の再交付
	墓碑新設等情報	墓碑の新設等許可日、許可番号及び施工者
	(区画墓地のみ)	
	埋蔵者・埋蔵予定者情報	埋蔵者・埋蔵予定者(氏名)、性別、本籍、住所、
		生年月日、死亡年月日、死亡場所、死亡原因、
		埋蔵・改葬・分骨の区分・年月日・番号
管理料管理	共通事項情報	徴収番号、管理料金、管理料納入年度、
		口座振替有無(区画墓地)、納付期限、納付日、
		納付有無、会計科目
	納付通知書兼領収書情報	納付通知書兼領収書発送有無
	口座振替情報	銀行名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種
	(区画墓地)	目、口座番号、口座振替不能通知書(納付書及び領
		収書添付)送付有無
	管理料督促催告情報	管理料督促催告書送付有無
	(区画墓地)	

(2) 各帳票の様式

小田原市久野霊園条例施行規則で定める次の【表2】「規則で定める様式」及び【表3】「その他の様式」でシステムより印刷可能であり、発注者が様式を追加した場合には、様式を追加し、印刷が可能なものであること。

【表2】「規則で定める様式」

様式	規則の規定	様式名
第2号その1	第7、10、13、15、16、18条	小田原市久野霊園区画墓地使用許可書
	関係	
第2号その2	第7、10、13、15、16、18条	小田原市久野霊園合葬式墓地使用許可書
	関係	
第4号	第9条関係(区画墓地)	小田原市久野霊園墓碑新設等許可書
第7号	第 10 条関係	小田原市久野霊園埋蔵証明書
第9号	第 11 条関係	小田原市久野霊園一時使用許可書

【表3】「その他の様式」

様式名	印字する主な内容・項目
納入通知書兼領収書	
区画墓地:口座振替不能通知書	
(納付書及び領収書添付)	
使用者台帳	使用者の基本情報
未納者へのお知らせ通知	未納者に対して墓地内に設置する通知
使用者重複確認一覧表	
管理料督促状及び催告書	
管理料未納者一覧表	
納入状況確認表(各請求年度ご	請求状況、会計年度ごとの納付件数・納付額、未納数・
と)	未納額、減免状況、還付件数・還付額
管理料督促及び催告一覧表	
管理料納入集計表	月単位で納入通知・口座振替・還付状況の件数及び金
	額
管理料未収集計表	年度単位で納入通知・口座振替の総請求金額、納付金
	額、未収、減免等の集計
墓地一覧表	管理区分、使用面積、建設状況
未契約一覧表	未使用墓地の把握
墓地集計表	使用中、未使用状況
埋葬状況集計表	埋蔵の有無、埋蔵数
埋蔵者台帳	
未承継者一覧表	
工事未完了一覧表	

[※]納付通知書兼領収書の納付済書及び口座振替不能書の納付済書は、システムへの納付済 み入力はバーコードリーダーで入力を可能とする。(バーコードリーダーについて別に 発注者が調達する。)

- (3) 各帳票のデータのシステムからの出入力形式
 - ・帳票に印字するデータは $\mathbf{E} \times \mathbf{c} \in \mathbb{I}$ 若しくは $\mathbf{C} \times \mathbf{S} \times \mathbf{V}$ 形式のデータに変換し、出力できること。
 - ・口座振替を行うため、「一般社団法人全国銀行協会制定のフォーマット」でデータに出力できること。

6 動作環境

- (1) システムは発注者の庁内ネットワークに接続するパソコン2台以上で同時利用が可能で、かつ、データベースの保存場所はパソコンのハードディスク内ではなく 発注者のファイルサーバー上に保存するものとする。
- (2) システムは発注者が庁内ネットワークで使用しているパソコンの次の動作環境で運用可能なものとする。
 - 注) 本契約締結時点、今後変更になる可能性あり

【システムを運用するパソコンの動作環境】

項目	規格
OS	Windows 10 Pro
CPU	コア数:2以上
	周波数:1.6GHz以上
メモリ	4GB以上
システムの種類	64ビットオペレーティングシステム
使用可能容量	5 G B 程度
ソフトウエア	Microsoft Office
	2019, 2021

注)OSやオフィスがバージョンアップした場合でもシステムが利用できるよう対応すること

【システムを運用する複合機】

項目	規格
メーカー	RICOH
型番	IM C 4 5 0 0

注) 令和9年度に変更する場合あり

7 システムの機能要件

業務内容		機能内容
墓地管理	使用者	各帳票のデータを画面から登録、編集及び閲覧ができること。
業務	管理	各帳票のデータを登録及び編集後も前の各帳票のデータを保持す

		ること。
		使用場所及び使用者ごとに各帳票のデータを印刷できること。
	埋蔵者	各帳票のデータを画面から登録、編集及び閲覧できること。
	管理	各帳票のデータを登録及び編集後も前の各帳票のデータを保持す
		ること。
		埋蔵者情報は、墓埋法及び墓埋法施行規則に定められた埋葬者の
		事項に準じて管理すること。
管理料管理	里業務	各帳票のデータを画面から登録、編集及び閲覧ができること。
		各帳票のデータを登録及び編集後も前の各帳票のデータを保持す
		ること。
		使用場所及び使用者ごとに納付通知書兼領収書を印刷ができるこ
		<u>ک</u> .
		管理料の減額、免除、徴収猶予等の事由データ入力等をできる箇所
		を設けていること。
		管理料徴収簿の一覧を次のとおりに分けて印刷できること。
		・納付済者と未納者別
		・口座振替者(区画墓地)と納付通知書兼領収書者送付別
		・納付通知書送付者の納付済と未納別・口座振替者の納付済と未納別(区画墓地)
		区画墓地:使用場所及び使用者ごとに口座振替不能者に口座振替
		不能通知書(納付書及び領収書添付)を印刷ができるこ
		と。
		区画墓地:使用場所及び使用者ごとに未納者へ管理料督促催告書
		を印刷ができること。
		次のとおり分けて郵便番号、住所、使用者(氏名)、使用場所を記
		載した郵便用ラベルが印刷できること。
		•納付通知書兼領収書者送付者
		・管理料督促催告書送付者(区画墓地)
		・口座振替不能のお知らせ(納付書及び領収添付)送付者(区画墓
		地)

8 収納データのシステムへの取り込み

各銀行から「一般社団法人全国銀行協会制定のフォーマット」で、回答がある口座振替の結果のデータをシステムに取り込み、動作すること。

9 使用している情報の貸与

受注者は、発注者が使用しているシステムに格納されたデータを導入するシステムで使 用できるように、変換したうえで移行作業を行うものとする。なお、発注者が受注者に提 供するデータは以下のとおりとし、導入するシステムにおいて不足が生じた場合は発注者 と調整のうえ受注者側で用意すること。

- (1) 使用者台帳
- (2) 使用者区分一覧表
- (3) 口座振替一覧表
- (4) 未納者一覧表
- (5) 管理料請求集計表
- (6) 管理料納入集計表
- (7) 墓地一覧
- (8) 未契約一覧表
- (9) 埋葬台帳

10 進捗状況の報告

受注者は、発注者の求めに応じて進捗状況を報告する。

11 保守点検

受注者は、契約期間中、常に正常な稼働状態を維持するため、次の保守作業を実施するものとする。

(1) 保守対応時間

月曜日から金曜日8時30分から17時15分(国民の祝日に関する法律に規定する休日(昭和23年7月20日法律第178号)並びに1月2日から1月3日及び12月29日から12月31日までは除く)

- (2)保守内容
 - ①システム運用上の発注者からの電話及びメール等の問合せに対応
 - ②システムの障害発生の原因究明
 - ③システムが原因による障害発生時の正常な動作への復旧対応
 - ④システムの障害復旧については、システムの再インストール及び発注者が定期的 に行うバックアップを行った時点までのデータ復旧対応

12 マニュアル作成及び研修

- (1) システムの使用者及び管理者マニュアルを作成し、併せて納品すること。なお、マニュアルは電子及び紙(1部)を納品すること。
- (2) システムの稼働前に使用者及び管理者に対する操作研修を行うこと。

13 導入に関する要件

(1) 導入時設定

受注者は、本システムの利用に必要なデータ移行及び利用者権限等の設定を実施すること。なお、受注者が利用者端末に対して行った作業により、利用者端末に予めインストールされている既存システムに障害が発生した場合には、受注者の責において障害を解消すること。

(2) 運用テスト

ア 受注者において運用テストを実施すること。

- イ 発注者が、運用テスト結果からシステム機能が本業務の仕様に適合しないと認め られるときは、速やかに機能の見直しを行うこと。
- ウ 利用開始後であたっても、運用テスト不足と合理的に認められる場合には、必要な運用テストを実施すること。また、その結果、システム機能が本業務の仕様に適合しない事実が発見されたときは、速やかに、機能の見直しを行うこと。但し、機能の見直しにあたっては、稼働中のシステムの運用に最も影響の少ない方法をもって実施しなければならない。

14 納品物

- (1) 小田原市仕様に調整したシステム
- (2) 使用者及び管理者マニュアル

15 納品場所

神奈川県小田原市荻窪300番地 小田原市役所本庁舎内

16 使用場所

小田原市役所本庁舎

17 完了及び検査

受注者は、納品時には、動作確認に立会、正常に稼働することを確認し、発注者の検査を受けなければならない。

18 留意事項

- (1) 契約書に定めるもののほか、この仕様書に従い業務を履行しなければならない。
- (2) 受注者は業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あら かじめ発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報の取扱いに十分留意し、ほかに漏洩等が行われないこと。また、知り得た機器構成の内容、本システムの概要及びデータ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わる全ての事項については発注者の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後にお

いても同様である。

19 その他

その他本仕様書に定めのないものについては、発注者と受注者の協議により決定する。